

<平成24年11月16日>

## 平成24年度 山梨県消費生活審議会 議事録

○日 時 平成24年度10月16日（火曜日） 午後2時～4時

○場 所 山梨県庁本館2階 特別会議室

○出席者（敬称略）

【委員】 浅野委員、荒居委員、石井委員、今村委員、大塩委員、風間委員、金丸委員、込山(博)委員、込山(芳行)委員、清水委員、樋口委員、深澤委員、本田委員、渡邊(則明)委員、渡邊(真弓)委員 以上15名（50音順）

【事務局】 企画県民部 丹澤部長

消費生活安全課 前沢課長、川元総括課長補佐、小沢課長補佐、佐藤副主査、井筒副主査、丸山職員

県民生活センター 古谷主査 以上8名

○傍聴者数 3名

○会議次第

1 開 会

2 企画県民部長挨拶

3 新委員の紹介

4 報告事項

(1) 県民生活センターにおける最近の消費生活相談等の概要について

(2) 県の取り組みについて

(3) 国における消費者行政の動向

5 議 事

(1) 今後の消費者行政の推進について

(2) その他

6 その他

7 閉 会

### 【概 要】

1 報告事項

(1) 「県民生活センターにおける最近の消費生活相談等の概要」について

事務局から、資料1により説明

(2) 「県の取り組み」について

事務局から、資料2～7により説明

(3) 「国における消費者行政の動向」について

事務局から、を資料8～12により説明

## 2 議 事

(1)「今後の消費者行政の推進」について、事務局から参考資料1～4を説明。

質疑は以下のとおり。

(議長)事務局からの説明を踏まえつつ、今後の消費者行政について、推進かつ活性化という視点に焦点を絞って、皆さま方のご意見を頂きたいと思えます。何かございますでしょうか。

(委員)「地方消費者行政活性化交付金」というものが創設される。要するに概算要求の段階で、40.6億円ということだと思いますが、まだ実現していくものではない訳ですよね。

「消費者行政活性化基金」が今年度で終了ということ、それが予算の約60%を占めるということ、また、新しい交付金がかかるかどうか不透明な状況の中、これからどういう形にしていくのか。

「資料6」(平成23決算額及び平成24年度予算額との比較)の市町村の予算を見ると、4ページですかね、マイナスになってますよね。こういう状況で、県として具体的にどのようなことを推進していくのか。

(課長)資料の現状からは、委員のおっしゃるとおりでして、実際に24年度予算で「消費者行政活性化基金」が、本県の消費者行政予算に占める割合は約55.8%でありまして、先ほどの「資料3」でご指摘があったとおり、市町村では活性化基金が平成24年度9月現計予算で、33,761千円が、基金から出ていると、国の交付金が県の基金に積み重ねられて、それから県補助金として市町村へ交付されている、状況です。

新しい交付金の話は、これからの話でして、要求している段階ですので、この場でのご意見としては、「相談窓口の強化」でありますとか、「消費生活相談員の処遇」でありますとか、こういったものの方向性についてご意見を伺いたい、ということでもあります。

(委員)相談窓口の強化をしますとか、相談員の処遇をしっかりとしますとか、当然意見として出したいと思いますが、活性化基金が無くなって単純に打ち切るっていう形になってしまうとか、自分自身が現場をまわってきた、ということもあるんですが、交付金が無くなればできませんよね、という現場の話ですので、もともと、活性化基金の趣旨は、こうしたことを定着させるためのものだと思うんですよね。

予算が無くなってしまえば同じようにできない、ということだと、政策しても何にも出来ないような気がするのですが、それでも、こうしたものには力を入れていきたい、というような「指針」みたいなものがあれば、県レベルで良いので教えていただきたい。

(課長)その辺どうするかが、一つの課題だと思っております。活性化基金については「消費者行政活性化計画」というものを作りました。今回、消費者教育に関する推進計画を作る、ということもあって、これまで、基金というものがあって活性化計画を作って進めてきた、ということで、ここで改めてどういう方向性でいくか、という話とすれば、何らかの計画的なもの、消費者教育推進計画もあるので、そういったものも踏まえながら、一つの方針を作っていくべきではないかと。

現に、これをやっていこう、というものが確実にある訳ではありません。ただ、市町村の現状を把握

する中で、広域的な連携、単独市町村で相談窓口を設置するのは難しいので、広域的な窓口を作ってもらいたいというような働きかけは、部分部分という形になってしまいますが、しております。

(議長) 活性化基金が終了する理由は、国の財政状況を踏まえた対応でしょうか。

(課長) もともと、活性化基金の「育成強化期間」というのは、消費者庁設置法の成立時に、3年程度の育成強化期間を設けてやりましょう、ということで、付帯決議がありました。

それに対応する形で、国の方で予算措置したと。その予算は地方自治体へ基金を造成させて、その間に消費者行政の強化をしましょう、と。消費者庁ができて、消費者安全法が制定されて、それに伴って、予算付けをして窓口強化をしてきたということであり、もともと、期間限定のものでございます。

(議長) 結局、全てこうした事業は、予算の裏付けが無ければ、活性化と言っても出来ない訳で、国の政策に振り回されているっていうのも否めない事実ですよ。県単独で活性化ということを、独自の予算を使ってやるということは可能ですか。

(課長) もちろん、独自で措置している自治体もございます。もともと、育成強化期間ということで国が交付金として230億円ぐらい予算措置しました。消費者庁ができた時にですね。

消費者庁の説明とすれば、「地方交付税交付金」による財政措置がありますけれども、その単位費用の中で、従来よりも、消費者行政に係る基準財政需要額を倍増した、ということもあって、一般財源として、確かに地方交付税交付金を算定するときに措置がされております。

ただ、一般財源でありますから、当然そこへまわってくる訳ではありませんので、そこは、言葉は悪いですが、中での「分捕り合戦」ということ。その中で、それぞれ県の政策として、どういう折り合いを付けるかという部分に左右される、ということでございます。

(議長) 予算に関しては複雑な面は否めないと思いますが、今、課長からの説明があったとおり、苦しい状況の中で、消費者行政を何とか推進あるいは活性化しようということが前提としてあるのだと思います。他にご意見ございますでしょうか。

(委員) 質問ではなく意見で宜しいでしょうか。私、消費者行政についてですね、「消費者基本計画」というものを、山梨県でも是非、策定していただきたい、という趣旨で、発言をしたいと思います。

(課長) 委員からは、事前に資料をいただいております。会長、お配りして宜しいでしょうか。

(議長) はい、結構です。

(委員) お配りする前に一つだけ、先程お話のあった「消費者行政活性化基金」の終了に関してです。

私どもの調べでは、都道府県や市町村合わせて、全国で200以上の地方議会から、国による地方消費者行政活性化に関する財政支援についてですね、それぞれの議会から国に対する財政措置を求める請

願が採択されておりまして、山梨県でも、この9月議会において、私どもの団体を含めた8団体からの請願が採択され、国に対して財政支援についての意見書を出していただく、ということになりましたので、それをご報告させていただきます。

(議長) それでは提案をお願いいたします。

(委員) 私なりに、消費者基本計画について、先ほど事務局から説明のあった「参考資料2」ですね、全国の状況がございましたけれども、そういうことがあると聞いて、この問題について興味を持っておりましてし、事前に幾つか調べていることもありましたので、お話しするには多すぎる、ということで書面で、ということでございます。

できますれば、別紙記載内容について、込山会長を通じて皆さんにお話ししたいと思っております。

ほとんどは事務局側から説明がありました。一番は先ほどありましたように、国による消費者基本計画が平成22年に閣議決定されたということ。また、「参考資料2」にもございましたけれども、全国26都道府県で既に基本計画が定められているということでございます。

従いまして、山梨県では、まだということですので、是非、基本計画を作って、さまざまな新しい法律が制定され、先ほどから消費者教育の話もでておりますけれど、「消費者基本計画」では、このあらゆる消費者問題についての分野でいろんなことを検討するというような構成になっておりますので、政府が出すたびにいろいろ考えるのでなく、山梨県が作る「消費者基本計画」の中として、早急に対応ができる、というようなことになるのではないかと、思っています。

2番のところは、先ほどありました国の基本的な方向としては、事務局からご説明があったとおりでございます。それは暮らしにおける安全・安心の総合的施策への対応を行う、ということでございます。

2番の(1)は、今申し上げましたように、この計画があることによって、さまざまな法律条例等の受け皿として即応できると、そのことは県民の暮らしに有効かつ有意義な結果になると思っておりますので、できるだけ早い時期での制定が必要ではないのかと思います。

次に、2番の(2)です。これは先ほどいろんな形で県民意識調査の報告がございました。概要全体像については先ほどの報告のとおりだと思っておりますが、私はこの意識調査を消費者側の視点で考察をしたいと思っております。

(2)の①は、「消費者問題を学ぶ機会」に参加された方が少ない、ということですから、事実上、消費者問題については9割以上の方が「学ぶ機会が保障されていない」と。保障されていないと言うと、おおげさですが、「参加できていない」という状況が山梨県である、ということでございます。

②の「消費者トラブルの被害の救済の仕組み」ができていくかどうか、ということですが、3割の方はできている、3割の方はできていないという受け止めになっております。

③の「消費者トラブルの際に相談したかどうか」は、約61%が相談をしていて、しなかった方は、約37%。

これは、④のところですね、相談した場合は、家族や友人・知人という順番になっておりまして、続いて販売店やメーカーが約23%。県民生活センターが約20%ということで、基本的なトラブルを解決するという観点でいいますと、県民生活センターあるいは販売店・メーカーといったところが、か

なり低調であると、割合として低いという現状も、変えていかなくてはいけないのではないかと思います。

裏面になります。今申し上げた低調な理由ということの一要因に、県民生活センターでの消費者相談実施を知らなかった、という方が約42%。市町村では、約7割の方が相談を受け付けているということを知らなかった、という結果になっております。

これは同じ県民意識調査からも出ていることですが、こういうことを、できるかぎり多くの人に知ってもらうような対策も必要ではないかと思います。

⑥は先ほどありましたが、いろいろな情報の多くが、テレビや新聞等の報道ということでございまして、これをうまく活用できたら、と思います。

⑦は、「県民生活センターの相談サービスに望むこと」ですね。ここは、被害防止拡大のための市町村への迅速な情報提供が約39%。弁護士など専門家による相談対応が約39%。専門知識や経験ある相談員の増員が約38%と、それから、共働きや忙しい方も多いですから、夜間や休日への対応が約32%、こういった要望が上位を占めているということでございます。

米印のところは私が考えたことですが、今回の県民意識調査の結果というのは、今後の消費者被害の抑制や撲滅、消費者教育等を促進するための貴重な資料ではないかというふうに思います。

消費者側から見た視点でですね、まだまだ改善の余地があるな、というところを「消費者基本計画」を作成することで、県民意識調査の結果を見ても、その必要性だとか重要性・緊急性があるのではないかと、いうふうに私は考えました。

3番は、事務局から説明がありましたけれども、既に「消費者基本計画」が策定されている県のホームページでは、私もいくつかの県のものを見ましたが、国の基本的方向性、消費者庁の姿勢・指針、それから、各県の実情というものが、過去の取り組みも踏まえて、自分たちでどういう社会を、消費者社会をつくっていくか、ということで、ネーミングもされているんですけども、「住みやすさ日本一」ですとかですね、そういった形になっておりまして、そういったことがより消費者に「親近感」をもたせるようなことになるのではないかと、いうことであります。

策定する場合には、十分参考になるものが既に多くの県である、と思います。

4番は、事務局側から説明がありましたけれども、今年の7月12日に、消費者庁が「消費者行政の充実強化のための指針」を発表しました。

7月19日に私自身、地方消費者行政シンポジウム、これは消費者庁長官の阿南長官の母体である全国消団連が主催したのですが、ここで、消費者庁の地方協力課長から直接説明を受けて、学びました。

こうした指針を現実的なものとして実現していくためにはどうしたらいいかと。私自身が大変問題意識を持って、その一つの方策が「消費者基本計画」ではないかと、思いましたので、本日、書面で出させて頂いたということでございます。

4の(1)にもありますが、「どこに住んでいても消費生活相談を受ける体制づくり」というのは、とりわけ私は必要と考えておりますし、これは憲法25条（国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む

権利)にも通じる考え方だと思います。

最後4の(2)は、消費者基本法に掲げられている「安全で安心して暮らせる消費者の権利擁護と促進」、  
「地方主権の考え方に立った地方自治体」。

いろいろな関係する諸団体や、県民も巻き込んで、どこに住んでいても消費生活における体制を推進するために、知恵を出し、活動をしていく、ということを引き続き私たちは進めていきたいと思っております。以上でございます。

(議長) ありがとうございます。先ほど、私が挨拶で申し上げた、「山梨県消費生活条例」の第22条第9号にですね、そこにこういう表現があります。「委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める」ということになっております。

皆様のご意見を伺いながら、全国47都道府県の中で、26の都道府県が既に「消費者基本計画」を策定しているということを踏まえて、是非、この山梨県でも早急に実施するべきだ、というような皆様方の強い要望やご意見が集約できたならば、こういう形にもっていくこともこの委員会の責務ではないかというように考えております。何かご意見ございますでしょうか。

(委員) 宜しくお願いします。私、何年か前に、実際に被害に遭われた方に、直接相談を受けまして、消費生活センターの方からアドバイスをいただきながら、クーリング・オフを使いながら契約を取り消した方が、2、3名おります。

それからもう一人は、「紳士録」ですね。それを買われた方で、随分と時間がかかりましたけれど、素人ながら取り消しをさせてもらった。そうした経験からして、潜在的にはもっと被害者が多いのではないかと考えております。

このくらいの金額だから騙されても仕方がない、皆に知られるのは恥ずかしい、とかそういった考えを持っていて、絶対に誰にも話さないでくれって念押しをされました。ですから、潜在的には被害を受けられた方っていうのは数字に表れるよりも、恐らく多いのではないかと、思っております。

ですから、「消費者基本計画」というものが作られて、消費者が守られていくということは、とても重要なことではないかと、こんなふうに思いますので、是非、この審議会でもって策定の後押しをしていただきたいな、と思います。宜しくお願いします。

(議長) 他にご意見はありますか。この「消費者基本計画」を本県でも取り掛かろう、ということになって、行政サイドに関しては何ら問題がないということでしょうか。

(課長) 行政計画を作る話ですので、ただ、審議会でご意見ということでお伺いして、当然重要事項を審議する場での意見ですので、それを尊重しながら、今回「消費者教育推進法」が公布されたので、それも踏まえて庁内で調整をしていくことになろうかと思っております。

(議長) 事務局からの説明にございましたとおり、この審議会の意向としてコンセンサスが得られた場合には、それを行政側にどのように反映していくか、また、それをどういった形で実現するかということ

ころは定かではない、という認識でよいでしょうか。

(課長) そうです。

(議長) はい、わかりました。他にご意見はございますでしょうか。

先程、委員から提案のあった資料で、最後にうまくまとめているのは、4の(1)ですよね。やはり弱い立場の消費者、それも不測の事態に陥っている場合は、どこに住んでいても相談が受けられる体制づくり、これがもっと堅固なものになればいいな、とか。

それから、こうした法律がどんどん整理されていますが、それを具体的に運用して実効性を持たせていかないと、何ら意味がないのではないかと、とかですね。

このようなことを考えますと、消費者基本計画を策定した26の都道府県が、どのくらい成果を挙げているか定かではありませんが、本県においても必要な、議長としての立場ですが、必要という気がします。

どなたかご意見いただけますでしょうか。この件に関してまとめてみたいと思います。

(委員) この審議会の総意として、県の方へ消費者基本計画の策定を要望する、という形でいいのではないかと。できるだけ早く作成してもらおうように。

(委員) 皆さんの意見に賛成ですが、具体的にどういった手続で、消費者基本計画を当県で作る場合には、どんな形の手続きになるのでしょうか。

(課長) 行政計画、例えば「条例」などにその根拠規定があれば、当然それに基づいて策定しますが、今のところ条例には根拠がありません。

この審議会の中で、仮にこうしたご意見をいただいて、庁内調整をしながら、策定するかどうかの判断を含めて、庁内で合意を得ていくということ。

一般的には、行政計画ですので、その検討委員会でありますとか、消費者関係だとこの審議会がありますが、そうした場でご議論をいただいて、パブリックコメントを付して、といった手続きになるかと思えます。

まずは、作るかどうかという判断を、庁内で合意を得ていく、という手続きがあります。

(議長) ということは、流れとしましては、まずこの、今の雰囲気ですと強力な反対も無いようですので、是非そうした形に持っていこう、ということになりましたら、まず庁内での合意を得て、また、この会議でその内容を精査していくと、こういう流れになりますか。

(課長) 一般的なことで申し上げればそういう形になるかと思えます。

(議長) 皆様、何かご意見はございますでしょうか。

(部長) 庁内の合意、それは役人の中での話ですけど、こういった計画を作るかどうかは当然、知事の裁量の範囲内、とういうことでございます。それに向かって知事の判断する材料を庁内で議論して整えていく、という手続きが行われるとういうことでございます。

(委員) そうしますと、相談体制みたいなものも、消費者基本計画の中に盛り込まれるのですか。県の相談体制だけでなく、市町村の相談体制との兼ね合いはどうなるのですか。

(課長) 計画にどこまで盛り込むのかは、消費者基本法や、本県の消費生活条例を踏まえたり、あるいは先行県の事例を踏まえた中で、議論し、どこまでを射程とするかとういうこと。市町村窓口との関係についても、これから検討していく、とういうことであります。

(委員) 私が思うに、いくら良い計画を作っても、体制が整わなければ、実行が出来なければ意味が無いと思いますから、そこのところは十分検討して、もし対応するならそういった対応をお願いしたいと思います。

(議長) はい、わかりました。

ご希望・ご意見などを踏まえて、こういう形で動き出すとういうことであれば、こうしておいて欲しい、とういうようなご意見がありましたら頂戴したいと思いますけれど、いかがでしょうか。

では、この点に関しまして、前向きですとか検討中とういったレベルではなくて、この審議会、この山梨県の行政として、「消費者基本計画」策定に向けて積極的に行動に移していただくとういうことで、コンセンサスが得られたとういうことで良いでしょうか。

(委員全員) 異議なし

(議長) 分かりました。それでは、それ以外の観点からご意見をお願いしたいと思います。

今日の膨大な資料の中に関係することでもいいし、それ以外に消費生活に関して、みなさん方が日頃考えているようなテーマでもございましたら、この際ですからご意見いただきたいと思います。

(委員) この資料の中で、「食品表示一元化検討会報告書」についてですが、先ほど事務局からの説明によると、平成26年度頃に施行になる、とういう話ですが、なるべく早く、この食品表示とういうのは、私たちが見てもすごく小さい字でたくさん書いてあったり、分かりにくい状況ですので、それからこの栄養表示なんかも見ますと、エネルギーとかたんぱく質、脂肪と炭水化物、ナトリウムと塩分表示、「塩分」と言われると分かるのですが、ナトリウムとういう表示をされますと、塩分に換算する時に換算式があるのですね。

ナトリウムのグラムが表示されていて、「2.54」でしょうか、それを掛けて、また千で割ると塩分のグラムが出てくると。

とういう分かりにくい表示がされておりますので、是非この「食品表示の一元化」とういうか、いろいろな法律によって出来ているようですが、なるべく早く施行されますよう、是非そんな意見が一般消費者



からあったということをお伝えいただければ、と思います。

(議長) そのとおりですよ。これは一日も早く、毎日の消費生活の中で、そうした消費に対する適切な表示、ということがいかに大切かっていうことだと思います。

牛肉偽装事件ですとかいろいろありましたから、その反対ですよ。是非とも、的確な表示をお願いしたい、ということだと思います。少しでも何らかの形で反映できるよう、事務局側の対応を宜しくお願いします。他に何かございますでしょうか。

それでは何も無いようですので、以上を持ちまして、本日の議事を滞りなく終了することができました。皆様のご協力、ありがとうございました。私の議長の任は、これで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。